

# 幼稚園教諭免許状の根拠規定確認フローチャート

初めて教員免許を申請する

既に教員免許を取得している

大学で所定の単位を修得している

教員資格認定試験に合格している

保育士免許を基礎とした幼保特例制度を利用する  
※令和6年度末まで

大学で小・中・高のいずれかの教員免許を取得し、その際修得した単位を流用する（※教育実習等）

幼稚園の教員免許取得後、幼稚園での教員経験をもとに上位の免許を申請する（上級免許の申請）

小学校の教員免許取得後、小学校での教員経験が3年以上ある（隣接免許の申請）

免許法別表第1による申請

免許法第16条の2による申請

免許法附則第18項による申請

免許法別表第1による申請

免許法別表第3による申請

免許法別表第8による申請